

現 行	改 正 案																								
<p style="text-align: center;">大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準について</p> <p style="text-align: right;">平成13年2月1日 尼崎市告示第26号</p> <p>改正 平成15年11月11日告示348 改正 平成22年3月4日告示72 改正 平成24年4月1日告示130 改正 平成27年3月31日告示142号</p> <p>尼崎市の環境をまもる条例第20条第1項の規定に基づく大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準を次のとおり定めた。</p> <table border="0"> <tr> <td>1 大気汚染に係る環境上の基準</td> <td>別表第1のとおり</td> </tr> <tr> <td>2 水質汚濁に係る環境上の基準</td> <td>別表第2のとおり</td> </tr> <tr> <td>3 騒音に係る環境上の基準</td> <td>別表第3のとおり</td> </tr> <tr> <td>4 地下水の水質汚濁に係る環境上の基準</td> <td>別表第4のとおり</td> </tr> <tr> <td>5 土壌汚染に係る環境上の基準</td> <td>別表第5のとおり</td> </tr> <tr> <td>6 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境上の基準</td> <td>別表第6のとおり</td> </tr> </table>	1 大気汚染に係る環境上の基準	別表第1のとおり	2 水質汚濁に係る環境上の基準	別表第2のとおり	3 騒音に係る環境上の基準	別表第3のとおり	4 地下水の水質汚濁に係る環境上の基準	別表第4のとおり	5 土壌汚染に係る環境上の基準	別表第5のとおり	6 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境上の基準	別表第6のとおり	<p style="text-align: center;">大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準について</p> <p style="text-align: right;">平成13年2月1日 尼崎市告示第26号</p> <p>改正 平成15年11月11日告示348 改正 平成22年3月4日告示72 改正 平成24年4月1日告示130 改正 平成27年3月31日告示142号 改正 令和8年4月1日告示22号</p> <p>尼崎市の環境をまもる条例第20条第1項の規定に基づく大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準を次のとおり定めた。</p> <table border="0"> <tr> <td>1 大気汚染に係る環境上の基準</td> <td>別表第1のとおり</td> </tr> <tr> <td>2 水質汚濁に係る環境上の基準</td> <td>別表第2のとおり</td> </tr> <tr> <td>3 騒音に係る環境上の基準</td> <td>別表第3のとおり</td> </tr> <tr> <td>4 地下水の水質汚濁に係る環境上の基準</td> <td>地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)のとおり</td> </tr> <tr> <td>5 土壌汚染に係る環境上の基準</td> <td>土壌環境基準(平成3年環境庁告示第46号)のとおり</td> </tr> <tr> <td>6 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁</td> <td>ダイオキシン類による大気汚染、</td> </tr> </table>	1 大気汚染に係る環境上の基準	別表第1のとおり	2 水質汚濁に係る環境上の基準	別表第2のとおり	3 騒音に係る環境上の基準	別表第3のとおり	4 地下水の水質汚濁に係る環境上の基準	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)のとおり	5 土壌汚染に係る環境上の基準	土壌環境基準(平成3年環境庁告示第46号)のとおり	6 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁	ダイオキシン類による大気汚染、
1 大気汚染に係る環境上の基準	別表第1のとおり																								
2 水質汚濁に係る環境上の基準	別表第2のとおり																								
3 騒音に係る環境上の基準	別表第3のとおり																								
4 地下水の水質汚濁に係る環境上の基準	別表第4のとおり																								
5 土壌汚染に係る環境上の基準	別表第5のとおり																								
6 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境上の基準	別表第6のとおり																								
1 大気汚染に係る環境上の基準	別表第1のとおり																								
2 水質汚濁に係る環境上の基準	別表第2のとおり																								
3 騒音に係る環境上の基準	別表第3のとおり																								
4 地下水の水質汚濁に係る環境上の基準	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)のとおり																								
5 土壌汚染に係る環境上の基準	土壌環境基準(平成3年環境庁告示第46号)のとおり																								
6 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁	ダイオキシン類による大気汚染、																								

及び土壌の汚染に係る環境上の基準

水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）のとおり

別表第1

大気の汚染に係る環境上の基準

物質	基準値	対象地域
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	尼崎市全域 ただし、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.02ppm以下であること。ただし、当分の間、1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	

備考 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

別表第1

大気の汚染に係る環境上の基準

(1) 二酸化窒素に係る環境上の基準

次表のとおり

物質	基準値	対象地域
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.02ppm以下であること。ただし、当分の間、1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。	尼崎市全域 ただし、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く。

備考 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、二酸化窒素に係る環境基準について(昭和53年環境庁告示第38号)に準ずるものとする。

(2) 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントに係る環境上の基準

大気の汚染に係る環境基準について(昭和48年環境庁告示第25号)のとおり

(3) ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンに係る環境上の基準

ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第4号)のとおり

(4) 微小粒子状物質に係る環境上の基準

微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について(平成21年環境省告示第33号)のとおり

別表第2

水質の汚濁に係る環境上の基準

(1) 人の健康の保護に係る環境上の基準

項目	基準値	対象水域
カドミウム	0.003mg/L以下	公共用水域
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01mg/L以下	
六価クロム	0.05mg/L以下	
砒素	0.01mg/L以下	
総水銀	0.0005mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
PCB	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
四塩化炭素	0.002mg/L以下	
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	
チウラム	0.006mg/L以下	
シマジン	0.003mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
ベンゼン	0.01mg/L以下	
セレン	0.01mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	
ふっ素	0.8mg/L以下	
ほう素	1mg/L以下	

別表第2

水質の汚濁に係る環境上の基準

(1) 人の健康の保護に係る環境上の基準

水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年告示」という。）のとおり

1, 4-ジオキサン 0.05mg/L以下

- 備考1 公共用水域とは、水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。
 2 海域については、ふっ素及びぼう素の基準値は、適用しない。
 3 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

(2) 生活環境の保全に係る環境上の基準

水域区分 ^{※1}	項目と基準値 ^{※2}									水質管理区 ^{※3}	測定基準点 ^{※4}																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	水素イオン濃度 ^{※5} (pH) ^{※6}	生物化学的酸素要求量 ^{※7} (BOD) ^{※8}	化学的酸素要求量 ^{※9} (COD) ^{※10}	浮遊物質 ^{※11} 質量 ^{※12} (SS) ^{※13}	浮遊酸素 ^{※14} 質量 ^{※15} (DO) ^{※16}	n-ヘキサリン抽出物 ^{※17} 群数 ^{※18}	大腸菌 ^{※19} 群数 ^{※20}	全窒素 ^{※21}	全磷 ^{※22}																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
河川 ^{※23}	1級水域 ^{※24}	6.5以上 ^{※25} 8.5以下 ^{※26}	3mg/L ^{※27} 以下 ^{※28}	— ^{※29}	20mg/L ^{※30} 以下 ^{※31}	5mg/L ^{※32} 以上 ^{※33}	— ^{※34}	5,000MPN/100mL以下 ^{※35}	— ^{※36}	— ^{※37}	武庫川 ^{※38} 武庫川上流 ^{※39} 武庫川下流 ^{※40} 神崎川 ^{※41} 神崎川 ^{※42}	武庫大橋 ^{※43} 南武橋 ^{※44} 瀧川橋 ^{※45} 左門橋 ^{※46}																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		6.5以上 ^{※47} 8.5以下 ^{※48}	5mg/L ^{※49} 以下 ^{※50}	— ^{※51}	30mg/L ^{※52} 以下 ^{※53}	5mg/L ^{※54} 以上 ^{※55}	— ^{※56}	— ^{※57}	— ^{※58}	— ^{※59}	庄下川 ^{※60} 庄下川上流 ^{※61} 庄下川中流 ^{※62} 庄下川下流 ^{※63} 尾陽川 ^{※64} 神崎川 ^{※65} 蓬洲橋 ^{※66} 尾浜橋 ^{※67} 南豊池橋 ^{※68} 琴浦橋 ^{※69}	尾浜大橋 ^{※70} 波洲橋 ^{※71} 庄下川橋 ^{※72} 尾浜橋 ^{※73} 南豊池橋 ^{※74} 琴浦橋 ^{※75}																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	3級水域 ^{※76}	6.5以上 ^{※77} 8.5以下 ^{※78}	8mg/L ^{※79} 以下 ^{※80}	— ^{※81}	50mg/L ^{※82} 以下 ^{※83}	3mg/L ^{※84} 以上 ^{※85}	— ^{※86}	— ^{※87}	— ^{※88}	— ^{※89}	神崎川 ^{※90} 神崎川 ^{※91}	猪名川 ^{※92} 戸の内橋 ^{※93}																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
運河 ^{※94}	7.0以上 ^{※95} 8.3以下 ^{※96}	— ^{※97}	8mg/L ^{※98} 以下 ^{※99}	— ^{※100}	2mg/L ^{※101} 以上 ^{※102}	— ^{※103}	— ^{※104}	— ^{※105}	— ^{※106}	— ^{※107}	— ^{※108}	— ^{※109}	— ^{※110}	— ^{※111}	— ^{※112}	— ^{※113}	— ^{※114}	— ^{※115}	— ^{※116}	— ^{※117}	— ^{※118}	— ^{※119}	— ^{※120}	— ^{※121}	— ^{※122}	— ^{※123}	— ^{※124}	— ^{※125}	— ^{※126}	— ^{※127}	— ^{※128}	— ^{※129}	— ^{※130}	— ^{※131}	— ^{※132}	— ^{※133}	— ^{※134}	— ^{※135}	— ^{※136}	— ^{※137}	— ^{※138}	— ^{※139}	— ^{※140}	— ^{※141}	— ^{※142}	— ^{※143}	— ^{※144}	— ^{※145}	— ^{※146}	— ^{※147}	— ^{※148}	— ^{※149}	— ^{※150}	— ^{※151}	— ^{※152}	— ^{※153}	— ^{※154}	— ^{※155}	— ^{※156}	— ^{※157}	— ^{※158}	— ^{※159}	— ^{※160}	— ^{※161}	— ^{※162}	— ^{※163}	— ^{※164}	— ^{※165}	— ^{※166}	— ^{※167}	— ^{※168}	— ^{※169}	— ^{※170}	— ^{※171}	— ^{※172}	— ^{※173}	— ^{※174}	— ^{※175}	— ^{※176}	— ^{※177}	— ^{※178}	— ^{※179}	— ^{※180}	— ^{※181}	— ^{※182}	— ^{※183}	— ^{※184}	— ^{※185}	— ^{※186}	— ^{※187}	— ^{※188}	— ^{※189}	— ^{※190}	— ^{※191}	— ^{※192}	— ^{※193}	— ^{※194}	— ^{※195}	— ^{※196}	— ^{※197}	— ^{※198}	— ^{※199}	— ^{※200}	— ^{※201}	— ^{※202}	— ^{※203}	— ^{※204}	— ^{※205}	— ^{※206}	— ^{※207}	— ^{※208}	— ^{※209}	— ^{※210}	— ^{※211}	— ^{※212}	— ^{※213}	— ^{※214}	— ^{※215}	— ^{※216}	— ^{※217}	— ^{※218}	— ^{※219}	— ^{※220}	— ^{※221}	— ^{※222}	— ^{※223}	— ^{※224}	— ^{※225}	— ^{※226}	— ^{※227}	— ^{※228}	— ^{※229}	— ^{※230}	— ^{※231}	— ^{※232}	— ^{※233}	— ^{※234}	— ^{※235}	— ^{※236}	— ^{※237}	— ^{※238}	— ^{※239}	— ^{※240}	— ^{※241}	— ^{※242}	— ^{※243}	— ^{※244}	— ^{※245}	— ^{※246}	— ^{※247}	— ^{※248}	— ^{※249}	— ^{※250}	— ^{※251}	— ^{※252}	— ^{※253}	— ^{※254}	— ^{※255}	— ^{※256}	— ^{※257}	— ^{※258}	— ^{※259}	— ^{※260}	— ^{※261}	— ^{※262}	— ^{※263}	— ^{※264}	— ^{※265}	— ^{※266}	— ^{※267}	— ^{※268}	— ^{※269}	— ^{※270}	— ^{※271}	— ^{※272}	— ^{※273}	— ^{※274}	— ^{※275}	— ^{※276}	— ^{※277}	— ^{※278}	— ^{※279}	— ^{※280}	— ^{※281}	— ^{※282}	— ^{※283}	— ^{※284}	— ^{※285}	— ^{※286}	— ^{※287}	— ^{※288}	— ^{※289}	— ^{※290}	— ^{※291}	— ^{※292}	— ^{※293}	— ^{※294}	— ^{※295}	— ^{※296}	— ^{※297}	— ^{※298}	— ^{※299}	— ^{※300}	— ^{※301}	— ^{※302}	— ^{※303}	— ^{※304}	— ^{※305}	— ^{※306}	— ^{※307}	— ^{※308}	— ^{※309}	— ^{※310}	— ^{※311}	— ^{※312}	— ^{※313}	— ^{※314}	— ^{※315}	— ^{※316}	— ^{※317}	— ^{※318}	— ^{※319}	— ^{※320}	— ^{※321}	— ^{※322}	— ^{※323}	— ^{※324}	— ^{※325}	— ^{※326}	— ^{※327}	— ^{※328}	— ^{※329}	— ^{※330}	— ^{※331}	— ^{※332}	— ^{※333}	— ^{※334}	— ^{※335}	— ^{※336}	— ^{※337}	— ^{※338}	— ^{※339}	— ^{※340}	— ^{※341}	— ^{※342}	— ^{※343}	— ^{※344}	— ^{※345}	— ^{※346}	— ^{※347}	— ^{※348}	— ^{※349}	— ^{※350}	— ^{※351}	— ^{※352}	— ^{※353}	— ^{※354}	— ^{※355}	— ^{※356}	— ^{※357}	— ^{※358}	— ^{※359}	— ^{※360}	— ^{※361}	— ^{※362}	— ^{※363}	— ^{※364}	— ^{※365}	— ^{※366}	— ^{※367}	— ^{※368}	— ^{※369}	— ^{※370}	— ^{※371}	— ^{※372}	— ^{※373}	— ^{※374}	— ^{※375}	— ^{※376}	— ^{※377}	— ^{※378}	— ^{※379}	— ^{※380}	— ^{※381}	— ^{※382}	— ^{※383}	— ^{※384}	— ^{※385}	— ^{※386}	— ^{※387}	— ^{※388}	— ^{※389}	— ^{※390}	— ^{※391}	— ^{※392}	— ^{※393}	— ^{※394}	— ^{※395}	— ^{※396}	— ^{※397}	— ^{※398}	— ^{※399}	— ^{※400}	— ^{※401}	— ^{※402}	— ^{※403}	— ^{※404}	— ^{※405}	— ^{※406}	— ^{※407}	— ^{※408}	— ^{※409}	— ^{※410}	— ^{※411}	— ^{※412}	— ^{※413}	— ^{※414}	— ^{※415}	— ^{※416}	— ^{※417}	— ^{※418}	— ^{※419}	— ^{※420}	— ^{※421}	— ^{※422}	— ^{※423}	— ^{※424}	— ^{※425}	— ^{※426}	— ^{※427}	— ^{※428}	— ^{※429}	— ^{※430}	— ^{※431}	— ^{※432}	— ^{※433}	— ^{※434}	— ^{※435}	— ^{※436}	— ^{※437}	— ^{※438}	— ^{※439}	— ^{※440}	— ^{※441}	— ^{※442}	— ^{※443}	— ^{※444}	— ^{※445}	— ^{※446}	— ^{※447}	— ^{※448}	— ^{※449}	— ^{※450}	— ^{※451}	— ^{※452}	— ^{※453}	— ^{※454}	— ^{※455}	— ^{※456}	— ^{※457}	— ^{※458}	— ^{※459}	— ^{※460}	— ^{※461}	— ^{※462}	— ^{※463}	— ^{※464}	— ^{※465}	— ^{※466}	— ^{※467}	— ^{※468}	— ^{※469}	— ^{※470}	— ^{※471}	— ^{※472}	— ^{※473}	— ^{※474}	— ^{※475}	— ^{※476}	— ^{※477}	— ^{※478}	— ^{※479}	— ^{※480}	— ^{※481}	— ^{※482}	— ^{※483}	— ^{※484}	— ^{※485}	— ^{※486}	— ^{※487}	— ^{※488}	— ^{※489}	— ^{※490}	— ^{※491}	— ^{※492}	— ^{※493}	— ^{※494}	— ^{※495}	— ^{※496}	— ^{※497}	— ^{※498}	— ^{※499}	— ^{※500}	— ^{※501}	— ^{※502}	— ^{※503}	— ^{※504}	— ^{※505}	— ^{※506}	— ^{※507}	— ^{※508}	— ^{※509}	— ^{※510}	— ^{※511}	— ^{※512}	— ^{※513}	— ^{※514}	— ^{※515}	— ^{※516}	— ^{※517}	— ^{※518}	— ^{※519}	— ^{※520}	— ^{※521}	— ^{※522}	— ^{※523}	— ^{※524}	— ^{※525}	— ^{※526}	— ^{※527}	— ^{※528}	— ^{※529}	— ^{※530}	— ^{※531}	— ^{※532}	— ^{※533}	— ^{※534}	— ^{※535}	— ^{※536}	— ^{※537}	— ^{※538}	— ^{※539}	— ^{※540}	— ^{※541}	— ^{※542}	— ^{※543}	— ^{※544}	— ^{※545}	— ^{※546}	— ^{※547}	— ^{※548}	— ^{※549}	— ^{※550}	— ^{※551}	— ^{※552}	— ^{※553}	— ^{※554}	— ^{※555}	— ^{※556}	— ^{※557}	— ^{※558}	— ^{※559}	— ^{※560}	— ^{※561}	— ^{※562}	— ^{※563}	— ^{※564}	— ^{※565}	— ^{※566}	— ^{※567}	— ^{※568}	— ^{※569}	— ^{※570}	— ^{※571}	— ^{※572}	— ^{※573}	— ^{※574}	— ^{※575}	— ^{※576}	— ^{※577}	— ^{※578}	— ^{※579}	— ^{※580}	— ^{※581}	— ^{※582}	— ^{※583}	— ^{※584}	— ^{※585}	— ^{※586}	— ^{※587}	— ^{※588}	— ^{※589}	— ^{※590}	— ^{※591}	— ^{※592}	— ^{※593}	— ^{※594}	— ^{※595}	— ^{※596}	— ^{※597}	— ^{※598}	— ^{※599}	— ^{※600}	— ^{※601}	— ^{※602}	— ^{※603}	— ^{※604}	— ^{※605}	— ^{※606}	— ^{※607}	— ^{※608}	— ^{※609}	— ^{※610}	— ^{※611}	— ^{※612}	— ^{※613}	— ^{※614}	— ^{※615}	— ^{※616}	— ^{※617}	— ^{※618}	— ^{※619}	— ^{※620}	— ^{※621}	— ^{※622}	— ^{※623}	— ^{※624}	— ^{※625}	— ^{※626}	— ^{※627}	— ^{※628}	— ^{※629}	— ^{※630}	— ^{※631}	— ^{※632}	— ^{※633}	— ^{※634}	— ^{※635}	— ^{※636}	— ^{※637}	— ^{※638}	— ^{※639}	— ^{※640}	— ^{※641}	— ^{※642}	— ^{※643}	— ^{※644}	— ^{※645}	— ^{※646}	— ^{※647}	— ^{※648}	— ^{※649}	— ^{※650}	— ^{※651}	— ^{※652}	— ^{※653}	— ^{※654}	— ^{※655}	— ^{※656}	— ^{※657}	— ^{※658}	— ^{※659}	— ^{※660}	— ^{※661}	— ^{※662}	— ^{※663}	— ^{※664}	— ^{※665}	— ^{※666}	— ^{※667}	— ^{※668}	— ^{※669}	— ^{※670}	— ^{※671}	— ^{※672}	— ^{※673}	— ^{※674}	— ^{※675}	— ^{※676}	— ^{※677}	— ^{※678}	— ^{※679}	— ^{※680}	— ^{※681}	— ^{※682}	— ^{※683}	— ^{※684}	— ^{※685}	— ^{※686}	— ^{※687}	— ^{※688}	— ^{※689}	— ^{※690}	— ^{※691}	— ^{※692}	— ^{※693}	— ^{※694}	— ^{※695}	— ^{※696}	— ^{※697}	— ^{※698}	— ^{※699}	— ^{※700}	— ^{※701}	— ^{※702}	— ^{※703}	— ^{※704}	— ^{※705}	— ^{※706}	— ^{※707}	— ^{※708}	— ^{※709}	— ^{※710}	— ^{※711}	— ^{※712}	— ^{※713}	— ^{※714}	— ^{※715}	— ^{※716}	— ^{※717}	— ^{※718}	— ^{※719}	— ^{※720}	— ^{※721}	— ^{※722}	— ^{※723}	— ^{※724}	— ^{※725}	— ^{※726}	— ^{※727}	— ^{※728}	— ^{※729}	— ^{※730}	— ^{※731}	— ^{※732}	— ^{※733}	— ^{※734}	— ^{※735}	— ^{※736}	— ^{※737}	— ^{※738}	— ^{※739}	— ^{※740}	— ^{※741}	— ^{※742}	— ^{※743}	— ^{※744}	— ^{※745}	— ^{※746}	— ^{※747}	— ^{※748}	— ^{※749}	— ^{※750}	— ^{※751}	— ^{※752}	— ^{※753}	— ^{※754}	— ^{※755}	— ^{※756}	— ^{※757}

別表第3

騒音に係る環境上の基準

(1) 一般騒音に係る環境上の基準

地域の 類型	基準値			
	道路に面する地域		その他の地域	
	昼間	夜間	昼間	夜間
A	60デシベル以下	55デシベル以下	55デシベル以下	45デシベル以下
B	65デシベル以下	60デシベル以下	55デシベル以下	45デシベル以下
C	65デシベル以下	60デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下

備考1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2 地域の類型の当てはめについては、騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定（平成24年尼崎市告示第129号）に準ずるものとする。

3 Aの地域及びBの地域の道路に面する地域（道路交通騒音が支配的な音源である地域をいう。以下同じ。）とは、Aの地域及びBの地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域をいい、Cの地域の道路に面する地域とは、Cの地域のうち車線を有する道路に面する地域をいう。この場合において、車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

4 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表によらず、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間とは、次に掲げる道路のうち、2車線以下の車線を有するものにあつては道路端から15mまでの範囲をいい、2車線を超える車線を有する道路にあつては道路端から20mまでの範囲をいう。

ア 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市道（市道にあつては、4車線以上の区間に限る。）

別表第3

騒音に係る環境上の基準

(1) 一般騒音に係る環境上の基準

地域の 類型	基準値			
	道路に面する地域		その他の地域	
	昼間	夜間	昼間	夜間
A	60デシベル以下	55デシベル以下	55デシベル以下	45デシベル以下
B	65デシベル以下	60デシベル以下	55デシベル以下	45デシベル以下
C	65デシベル以下	60デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下

備考1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2 地域の類型の当てはめについては、騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定（平成24年尼崎市告示第129号）に準ずるものとする。

3 Aの地域及びBの地域の道路に面する地域（道路交通騒音が支配的な音源である地域をいう。以下同じ。）とは、Aの地域及びBの地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域をいい、Cの地域の道路に面する地域とは、Cの地域のうち車線を有する道路に面する地域をいう。この場合において、車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

4 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、**騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号。以下「平成10年告示」という。）**に準ずるものとする。

道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表によらず、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間とは、次に掲げる道路のうち、2車線以下の車線を有するものにあつては道路端から15mまでの範囲をいい、2車線を超える車線を有する道路にあつては道路端から20mまでの範囲をいう。

ア 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市道（市道

イ 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

- 備考1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。
- 2 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 3 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

(2) 航空機騒音に係る環境上の基準

地域の類型	基準値
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

- 備考1 地域の類型の当てはめについては、航空機騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域及び区域の指定（昭和51年兵庫県告示第1376号）に準ずるものとする。
- 2 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境上の基準

地域の類型	基準値
-------	-----

にあつては、4車線以上の区間に限る。）

イ 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

- 備考1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。
- 2 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 3 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、平成10年告示に準ずるものとする。

(2) 航空機騒音に係る環境上の基準

地域の類型	基準値
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

- 備考1 地域の類型の当てはめについては、新幹線騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域及び区域の指定（昭和51年兵庫県告示第1376号）に準ずるものとする。
- 2 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第154号）に準ずるものとする。

(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境上の基準

地域の類型	基準値
-------	-----

I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

- 備考1 地域の類型の当てはめについては、新幹線騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域及び区域の指定（昭和51年兵庫県告示第1377号）に準ずるものとする。
- 2 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

- 備考1 地域の類型の当てはめについては、新幹線騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域及び区域の指定（昭和51年兵庫県告示第1377号）に準ずるものとする。
- 2 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、**新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和50年環境庁告示第46号）**に準ずるものとする。

別表第4 地下水の水質汚濁に係る環境上の基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

別表第4から別表第6までを削る。

備考 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

別表第5 土壤の汚染に係る環境上の基準

項目	基準値
カドミウム	検液1 Lにつき0.01 mg以下であり、かつ、農用地においては、米1 kgにつき0.4 mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機 ^{りん} リン	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1 Lにつき0.01 mg以下であること。
六価クロム	検液1 Lにつき0.05 mg以下であること。
砒 ^ひ 素	検液1 Lにつき0.01 mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1 kgにつき15 mg未満であること。
総水銀	検液1 Lにつき0.0005 mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1 kgにつき125 mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1 Lにつき0.02 mg以下であること。
四塩化炭素	検液1 Lにつき0.002 mg以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液1 Lにつき0.004 mg以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液1 Lにつき0.1 mg以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液1 Lにつき0.04 mg以下であること。

1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0. 0 0 6 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0. 0 3 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0. 0 1 mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0. 0 0 2 mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0. 0 0 6 mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0. 0 0 3 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0. 0 2 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0. 0 1 mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0. 0 1 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0. 8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。

備考 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第 1 6 条第 1 項の規定による基準に準ずるものとする。

別表第6

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境上の基準

媒体	基準値	対象地域等
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く。
水質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/l以下	公共用水域及び地下水
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下	公共用水域の水底の底質
土壌	1,000 pg-TEQ/g以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌を除く。

- 備考1 公共用水域とは、水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。
- 2 測定及び評価の方法、基準値等の解釈は、ダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定による基準に準ずるものとする。